

新型コロナウイルス感染症にともなう、障害のある人及び障害福祉事業所等に対する支援の強化を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症の第6波、第7波では、爆発的な感染拡大のもと、多くの感染者や濃厚接触者が必要な医療を受けられない、検査すらできない、保健所につながれないなどの事態に陥りました。とりわけ、障害のある人は重症化リスクが高いにもかかわらず、感染者を受け入れる病院が見つからず、入院できない、必要な医療を受けられないなどの事態が頻発し、多くの障害福祉事業所等では、やむを得ず感染者を施設内で看護する対応を強いられました。

施設内で感染者を看護することにともない、検査キットや衛生用品費をはじめ、療養場所の確保や、感染者を支援した職員のための宿泊にかかる費用や手当等の経費の大幅な増加に加えて、他の利用者への感染拡大を防ぐため、法人内の他の事業の停止を余儀なくされたことなどによる減収は、障害福祉事業所等の大きな負担となり、国や自治体の既存の助成や補填措置では到底まかなえない規模となっています。

本来、医療や公衆衛生が担うべき感染者の看護が、福祉の現場に転嫁され、職員の命がけの看護により、障害のある人や家族への支援が継続されたにもかかわらず、それにとともなう損失が公的に補填されず、事業所の経営が危機的な状況に追い込まれ、経営の継続や職員の処遇確保さえも困難となっている事態は看過できません。

障害のある人と家族への支援を継続するためには、コロナ禍や物価高騰で深刻な経営の危機にある障害福祉事業所等への支援強化が急務です。

よって、国にたいし、（1）障害のある人を含むすべての人が、必要な検査や医療を受けることができるよう、保健所及び医療体制を抜本的に拡充すること、（2）新型コロナウイルス感染症の感染者対応にかかわる障害福祉事業所等への助成の拡充や損失補填のための特別な措置を講じること、を強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

内閣総理大臣 殿
厚生労働大臣 殿
衆議院議長 殿
参議院議長 殿